

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12層1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号楼6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

台湾と中国大陸との税務の区分

順番	台湾	中国大陸
1	<p>営利事業所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本所得税率が 20% 所得基本税額条例(別称「ミニマムタックス制度」)実施後、企業の税率が 12% 独立した法人格を有する営利事業は、その当年度の利益が翌年度に処分されない場合、さらに 5%の営利事業所得税が課せられる 欠損金の繰越期間が 10 年 	<p>企業所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本税率が 25% ハイテク企業の軽減税率が 15% 条件に該当する小型微利企業の軽減税率が 10%、5% 当期末処分利益に関する規定がない 欠損金の繰越期間が 5 年
2	<p>付加価値型及び非付加価値型営業税課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾内: <ul style="list-style-type: none"> 物品の販売 労務(電子労務を含む)の販売 輸入品 <p>税率:</p> <ul style="list-style-type: none"> 付加価値型営業者: <ul style="list-style-type: none"> 税率が 5% 物品輸出の場合の税率が 0%(還付可能) 非付加価値型営業者: <ul style="list-style-type: none"> 金融・保険業、特種飲食業、小規模事営業者: 税率が 0.1%~25% 本業でない営業者: 税率が 5% 	<p>増値税</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国大陸内: <ul style="list-style-type: none"> 物品の販売 労務(加工・修理補修役務)の販売 (7種の)サービスの販売 無形資産の販売 不動産の販売 輸入品 <p>税率:</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本税率が 13%、6%及び 3% 一般納税者の増値税率が 9% ゼロ税率
3	<p>物品税</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の物品に対して台湾内に製造(第三者に製造を依頼することを含む)、出荷又は輸入する際に徴収される税金 従価税及び従量税を採用する 税率及び税額が物品の品目に応じて異なる 	<p>消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の物品に対して中国大陸内に製造(第三者に製造を依頼することを含む)、出荷又は輸入する際に徴収される税金である 従価税及び従量税を採用する 税率及び税額が物品の品目に応じて異なる

順番	台湾	中国大陸
4	<p>配当源泉税</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 剰余金の送金に対する標準の税率が21% ▪ 租税条約を有する場合に税率が10%~15%に引き下げできる ▪ 支店の利益の送金に源泉徴収が不要 	<p>配当源泉税</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 基本税率が10% ▪ 租税条約を有する場合に税率が5%まで引き下げできる
5	<p>関税</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸入品に輸入関税が課せられる ▪ 非課税の輸出品に関税が課せられない 	<p>関税</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律に規定されている関税の免除対象以外に、全ての輸出品・輸入品に関税が課せられる
6	<p>印紙税(印花税)</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 台湾において作成される金銭契約書又は締結される契約書 <p>税率:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 記載金額の0.1%~0.4% ▪ 動産売買契約書が1件あたり12台湾ドルとなる 	<p>印紙税(印花税)</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 中国大陸において作成、使用又は受領される各商業契約書、営業帳簿、権利書・許可証などの課税文書 <p>税率:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 商業契約書の種類に応じて、記載金額の0.05%~1%が課せられる ▪ 権利書・許可証が1件あたり5人民元となる ▪ 営業帳簿: <ul style="list-style-type: none"> ・資金帳簿の場合に実収資本及び資本積立金合計金額の0.05%が課せられる ・その他の帳簿の場合に1件あたり5人民元となる
7	<p>土地増値税</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 土地所有権の移転 ▪ 相続による移転される土地、政府が売却又は贈与した公有地、及び寄付した私有地、徴収された土地、農地、夫婦間の贈与の土地に土地増値税が免除となる <p>税率:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 売手が土地の譲渡益の20%、30%、40%で税額を算出・納付する 	<p>土地増値税</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国有土地使用权、地上建物、及びその付属構築物を有料で譲渡する <p>税率:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 売手が不動産の譲渡益の30%~60%で税額を算出・納付する

順番	台湾	中国大陸
8	<p>契税(不動産取得税)</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾の不動産の売買、相続、交換、贈与、分割、又は占有による所得権の取得 土地増値税が課せられた土地に契税が課せられないため、実際に、契税が家屋の売却の際によく徴収される。その場合、納税義務者が買収者であり、税率が6%となる <p>税率が2%~6%</p>	<p>契税(不動産取得税)</p> <p>課税範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国大陸における土地、家屋の権利の移転: <ul style="list-style-type: none"> ・国有土地使用权の譲渡 ・土地使用权の譲渡 家屋の売買、贈与、交換 <p>税率が3%~5%</p>

参考資料:

「台湾会社設立サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/285.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

サービス分野

会社設立	合併買収	税務計画
口座開設	人事給与	会計記帳
監査及び保証業務	税務申告	商標の登録
知的財産権	移民ビザ	賃貸サポート